

福岡県公報

令和3年10月1日
第 238 号

目 次

告 示 (第835号 - 第852号)

○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	2
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課) ……………	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課) ……………	3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課) ……………	3
○公有水面埋立ての竣功の認可	(水産振興課) ……………	4
○公有水面埋立ての竣功の認可	(水産振興課) ……………	7
○公有水面埋立ての竣功の認可	(水産振興課) ……………	9
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	10
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	11
○土地区画整理組合の定款の変更の認可	(都市計画課) ……………	11
○道路の占用の制限	(道路維持課) ……………	11
○救急病院の認定	(医療指導課) ……………	12
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課) ……………	12
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課) ……………	12
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課) ……………	13
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課) ……………	13
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課) ……………	13

公 告

○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課) ……………	14
--------------	-----------------	----

○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課) ……………	15
○令和3年度福岡県准看護師試験の実施	(医療指導課) ……………	18
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課) ……………	19
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課) ……………	20
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) ……………	20
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	21
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	21
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) ……………	21
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) ……………	22
○多々良川水系に係る河川整備計画	(河川整備課) ……………	23
○釣川水系に係る河川整備計画	(河川整備課) ……………	24
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	24
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	24
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	24
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課) ……………	25

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課) ……………	25
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課) ……………	26
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(警察本部生活保安課)	(警察本部生活保安課) ……………	26
○年少射撃資格の認定のための講習会(年少射撃資格講習会)の開催	(警察本部生活保安課) ……………	27
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(警察本部警務課) ……………	27

雑報

○令和4年度福岡県農業大学校研修科研修生の募集（経営技術支援課）……………28

告示

福岡県告示第835号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和3年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

京都郡みやこ町犀川木井馬場字坂清水40、字狐塚43の1、43の2、52、54、字上ノ原55の5、59の3、59の4、字瀬戸ヶ谷93の1、93の2、101、108、119、字商人松284から287まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字狐塚43の1・43の2・52・字上ノ原59の4・字瀬戸ヶ谷101・108・119・字商人松284から286まで（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第836号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林の所在場所

豊前市大字求菩提261の1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字求菩提261の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第837号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 上藤松 1 丁目 (a-a)
- 2 区域の所在地 北九州市門司区緑ヶ丘
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号 1 号から 11 号までを順次結んだ線及び標柱番号 1 号と 11 号とを結んだ線に囲まれた区域

所 在 地	地 番	標柱番号
北九州市門司区緑ヶ丘	1479 番 1	1 号から 5 号まで
	1479 番 48	6 号
	1479 番 47	7 号
	1479 番 49	8 号
	1479 番 51	9 号
	1479 番 53	10 号及び 11 号

福岡県告示第 838 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第 3 項の規定により公示する。

令和 3 年 10 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 蔵谷地区
- 2 区域の所在地 朝倉市杷木赤谷字蔵谷、尾越
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号 1 号から 26 までを順次結んだ線及び標柱番号 1 号と 26 とを結んだ線に囲まれた区域

所 在 地	地 番	標柱番号
朝倉市杷木赤谷字蔵谷	1311 番 1	1 号から 4 号まで
	1306 番	5 号

	1297 番	7 号
	1295 番	8 号
	1294 番	10 号
	1289 番	11 号
	1278 番	14 号、16 号及び 17 号
	1284 番	15 号
	1279 番	18 号
	1277 番 1	19 号
	1265 番	20 号
	1266 番	21 号
	1275 番	22 号
	1274 番 2	23 号
	1302 番	24 号
朝倉市杷木赤谷字尾越	1304 番	25 号及び 26 号
	715 番	6 号
	726 番	9 号
	727 番	12 号及び 13 号

福岡県告示第 839 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第 3 項の規定により公示する。

令和 3 年 10 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 柄杓田 (D)
- 2 区域の所在地 北九州市門司区大字柄杓田字南イラカ迫、字イラカ迫

3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号 1 号から 21 号までを順次結んだ線及び標柱番号 1 号と 21 号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
北九州市門司区大字柄杓田字南イラカ迫	799番102	1号
	799番1	2号から4号まで
	799番98	5号
	799番97	6号から8号まで、 12号から17号まで
	799番109	18号
	799番89	20号
	799番90	21号
北九州市門司区大字柄杓田字イラカ迫	799番99	9号
	766番	10号及び11号
	799番59	19号

福岡県告示第840号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のように公有水面の埋立ての竣功を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 竣功認可年月日

令和3年8月20日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 竣功認可を受けた者

行橋市

行橋市中央一丁目1番1号

(2) 代表者

行橋市長 田中 純

3 竣功認可をした埋立区域

(1) 位置

ア 第A区

行橋市大字沓尾字四十塚168番3、169番2、170番3及び528番3並びに同市同大字字楯シロ529番の地先公有水面（沓尾漁港区域内）

イ 第B区

行橋市大字沓尾字四十塚168番3、169番2、170番3及び528番3並びに同市同大字字楯シロ529番並びに同市同大字字四十塚531番1の地先公有水面（沓尾漁港区域内）

ウ 第C区

行橋市大字沓尾字四十塚168番3、169番2、170番3及び528番3並びに同市同大字字楯シロ529番の地先公有水面（沓尾漁港区域内）

(2) 区域

ア 第A区

次の①の地点から⑮の地点を順次結んだ線及び⑮の地点から①の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 行橋市大字沓尾字兵庫山319沓尾四等三角点（北緯33度43分34.715秒、東経131度01分08.470秒、標高82.04m。以下A地点という。）から104度00分43秒、530.91mの地点

②の地点 ①の地点から165度34分29秒、5.50mの地点

③の地点 ②の地点から261度14分13秒、0.26mの地点

④の地点 ③の地点から172度21分15秒、0.89mの地点

⑤の地点 ④の地点から131度22分02秒、5.41mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から131度51分20秒、13.39mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から185度14分42秒、11.81mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から135度25分13秒、0.29mの地点

⑨の地点 ⑧の地点から225度55分50秒、10.14mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から272度01分39秒、5.12mの地点

- ⑪の地点 ⑩の地点から333度47分18秒、7.25mの地点
 ⑫の地点 ⑪の地点から3度25分27秒、11.72mの地点
 ⑬の地点 ⑫の地点から24度46分37秒、4.30mの地点
 ⑭の地点 ⑬の地点から349度56分06秒、6.30mの地点
 ⑮の地点 ⑭の地点から321度25分21秒、12.82mの地点

イ 第B区

次の(1)の地点から(36)の地点を順次結んだ線及び(36)の地点と(1)の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- (1)の地点 A地点から109度23分14秒、552.15mの地点
 (2)の地点 (1)の地点から191度12分40秒、7.74mの地点
 (3)の地点 (2)の地点から103度18分49秒、5.98mの地点
 (4)の地点 (3)の地点から199度23分59秒、10.50mの地点
 (5)の地点 (4)の地点から203度46分15秒、9.41mの地点
 (6)の地点 (5)の地点から297度09分40秒、6.02mの地点
 (7)の地点 (6)の地点から205度48分13秒、2.76mの地点
 (8)の地点 (7)の地点から207度37分56秒、4.88mの地点
 (9)の地点 (8)の地点から216度04分10秒、12.53mの地点
 (10)の地点 (9)の地点から222度49分13秒、4.15mの地点
 (11)の地点 (10)の地点から225度14分20秒、5.43mの地点
 (12)の地点 (11)の地点から230度01分35秒、16.92mの地点
 (13)の地点 (12)の地点から223度18分45秒、7.59mの地点
 (14)の地点 (13)の地点から213度52分00秒、8.91mの地点
 (15)の地点 (14)の地点から205度21分00秒、9.11mの地点
 (16)の地点 (15)の地点から195度30分52秒、8.93mの地点
 (17)の地点 (16)の地点から186度21分18秒、8.96mの地点
 (18)の地点 (17)の地点から332度53分00秒、10.78mの地点
 (19)の地点 (18)の地点から18度39分44秒、7.81mの地点
 (20)の地点 (19)の地点から353度32分09秒、15.10mの地点
 (21)の地点 (20)の地点から333度08分46秒、9.58mの地点

- (22)の地点 (21)の地点から5度00分27秒、8.72mの地点
 (23)の地点 (22)の地点から20度34分14秒、6.90mの地点
 (24)の地点 (23)の地点から35度56分59秒、8.41mの地点
 (25)の地点 (24)の地点から46度37分11秒、8.96mの地点
 (26)の地点 (25)の地点から84度50分21秒、2.77mの地点
 (27)の地点 (26)の地点から116度11分11秒、5.96mの地点
 (28)の地点 (27)の地点から78度26分26秒、12.93mの地点
 (29)の地点 (28)の地点から89度30分40秒、7.27mの地点
 (30)の地点 (29)の地点から71度18分01秒、8.35mの地点
 (31)の地点 (30)の地点から58度32分15秒、3.37mの地点
 (32)の地点 (31)の地点から341度37分04秒、7.22mの地点
 (33)の地点 (32)の地点から310度42分55秒、12.70mの地点
 (34)の地点 (33)の地点から51度09分57秒、11.45mの地点
 (35)の地点 (34)の地点から59度06分35秒、5.47mの地点
 (36)の地点 (35)の地点から65度52分17秒、5.67mの地点

ウ 第C区

次の(1)の地点から(66)の地点を順次結んだ線及び(66)の地点と(1)の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- (1)の地点 A地点から101度19分40秒、1077.13mの地点
 (2)の地点 A地点から102度35分12秒、971.47mの地点
 (3)の地点 A地点から102度36分40秒、969.49mの地点
 (4)の地点 A地点から102度37分28秒、967.53mの地点
 (5)の地点 A地点から102度37分44秒、965.52mの地点
 (6)の地点 A地点から102度37分16秒、963.13mの地点
 (7)の地点 A地点から102度36分13秒、961.17mの地点
 (8)の地点 A地点から102度34分21秒、958.78mの地点
 (9)の地点 A地点から102度32分06秒、956.77mの地点
 (10)の地点 A地点から102度28分44秒、954.46mの地点
 (11)の地点 A地点から102度23分09秒、951.65mの地点

(12)の地点 A 地点から102度18分37秒、949.91mの地点
(13)の地点 A 地点から102度13分28秒、948.18mの地点
(14)の地点 A 地点から102度06分25秒、946.25mの地点
(15)の地点 A 地点から101度59分51秒、944.78mの地点
(16)の地点 A 地点から101度53分00秒、943.50mの地点
(17)の地点 A 地点から101度45分05秒、942.29mの地点
(18)の地点 A 地点から101度38分00秒、941.42mの地点
(19)の地点 A 地点から101度32分26秒、940.93mの地点
(20)の地点 A 地点から101度26分26秒、940.53mの地点
(21)の地点 A 地点から100度33分41秒、937.72mの地点
(22)の地点 A 地点から100度11分41秒、936.63mの地点
(23)の地点 A 地点から100度11分22秒、937.13mの地点
(24)の地点 A 地点から99度57分07秒、959.17mの地点
(25)の地点 A 地点から97度46分15秒、953.47mの地点
(26)の地点 A 地点から97度19分32秒、952.60mの地点
(27)の地点 A 地点から96度53分33秒、1013.19mの地点
(28)の地点 A 地点から97度03分39秒、1013.55mの地点
(29)の地点 A 地点から96度52分46秒、1040.58mの地点
(30)の地点 A 地点から95度23分16秒、1037.52mの地点
(31)の地点 A 地点から95度24分16秒、1034.53mの地点
(32)の地点 A 地点から94度24分20秒、1032.97mの地点
(33)の地点 A 地点から93度24分03秒、1031.78mの地点
(34)の地点 A 地点から90度53分10秒、1029.86mの地点
(35)の地点 A 地点から88度25分18秒、1030.39mの地点
(36)の地点 A 地点から88度20分19秒、1001.47mの地点
(37)の地点 A 地点から86度53分32秒、1002.50mの地点
(38)の地点 A 地点から86度22分20秒、1022.30mの地点
(39)の地点 A 地点から85度54分57秒、1040.80mの地点
(40)の地点 A 地点から85度28分55秒、1059.30mの地点

(41)の地点 A 地点から85度26分37秒、1061.48mの地点
(42)の地点 A 地点から85度24分09秒、1064.25mの地点
(43)の地点 A 地点から85度21分47秒、1066.95mの地点
(44)の地点 A 地点から85度20分08秒、1069.09mの地点
(45)の地点 A 地点から85度18分08秒、1071.79mの地点
(46)の地点 A 地点から85度16分25秒、1074.12mの地点
(47)の地点 A 地点から85度14分38秒、1076.68mの地点
(48)の地点 A 地点から85度13分10秒、1078.86mの地点
(49)の地点 A 地点から85度11分31秒、1081.56mの地点
(50)の地点 A 地点から85度10分09秒、1083.96mの地点
(51)の地点 A 地点から85度08分44秒、1086.60mの地点
(52)の地点 A 地点から85度07分39秒、1088.75mの地点
(53)の地点 A 地点から85度06分26秒、1091.53mの地点
(54)の地点 A 地点から85度05分33秒、1093.58mの地点
(55)の地点 A 地点から85度04分31秒、1096.24mの地点
(56)の地点 A 地点から85度03分43秒、1098.56mの地点
(57)の地点 A 地点から85度02分56秒、1101.24mの地点
(58)の地点 A 地点から85度02分14秒、1103.62mの地点
(59)の地点 A 地点から85度01分33秒、1106.47mの地点
(60)の地点 A 地点から85度01分08秒、1108.33mの地点
(61)の地点 A 地点から85度00分46秒、1110.43mの地点
(62)の地点 A 地点から85度00分13秒、1114.58mの地点
(63)の地点 A 地点から85度03分49秒、1128.38mの地点
(64)の地点 A 地点から94度04分06秒、1127.16mの地点
(65)の地点 A 地点から94度19分34秒、1059.11mの地点
(66)の地点 A 地点から100度58分08秒、1075.82mの地点

(3) 面積

31,047.48 平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成 3 年 5 月 27 日 3 漁第 83 号の 1

- 5 公有水面埋立法第 22 条第 3 項の規定により関係図書を閲覧に供する事務所
行橋市役所

福岡県告示第 841 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき、次のように公有水面の埋立ての竣功を認可したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 3 年 10 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 竣功認可年月日

令和 3 年 8 月 20 日

- 2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

- (1) 竣功認可を受けた者

行橋市

行橋市中央一丁目 1 番 1 号

- (2) 代表者

行橋市長 田中 純

- 3 竣功認可をした埋立区域

- (1) 位置

ア A 区

行橋市大字沓尾字沖浦 273 番地先から同市同大字同字 523 番地先に至る公有水面（沓尾漁港区域内）

イ B 区

行橋市大字沓尾字沖浦 523 番地先から同市同大字字四十塚（筆界未定 168 番 3、169 番 2、170 番 3、528 番 3 及び 529 番）地先に至る公有水面（沓尾漁港区域内）

- (2) 区域

ア A 区

次の(1)の地点から(40)の地点を順次結んだ線及び(40)の地点と(1)の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

(1)の地点 行橋市大字沓尾字兵庫山 319 沓尾四等三角点（北緯 33 度 43 分 34.715 秒、東経 131 度 01 分 08.470 秒、標高 82.04m。以下 A 地点という。）から 42 度 02 分 44 秒、315.444m の地点

(2)の地点 (1)の地点から 73 度 37 分 24 秒、4.31m の地点

(3)の地点 (2)の地点から 73 度 37 分 14 秒、5.10m の地点

(4)の地点 (3)の地点から 76 度 46 分 16 秒、5.08m の地点

(5)の地点 (4)の地点から 80 度 37 分 05 秒、4.22m の地点

(6)の地点 (5)の地点から 85 度 13 分 43 秒、4.98m の地点

(7)の地点 (6)の地点から 88 度 37 分 17 秒、5.20m の地点

(8)の地点 (7)の地点から 93 度 13 分 00 秒、5.01m の地点

(9)の地点 (8)の地点から 98 度 03 分 39 秒、5.26m の地点

(10)の地点 (9)の地点から 103 度 35 分 02 秒、3.13m の地点

(11)の地点 (10)の地点から 19 度 42 分 15 秒、8.58m の地点

(12)の地点 (11)の地点から 109 度 49 分 59 秒、16.99m の地点

(13)の地点 (12)の地点から 199 度 59 分 22 秒、8.53m の地点

(14)の地点 (13)の地点から 117 度 41 分 35 秒、4.27m の地点

(15)の地点 (14)の地点から 122 度 18 分 57 秒、5.12m の地点

(16)の地点 (15)の地点から 127 度 43 分 14 秒、5.11m の地点

(17)の地点 (16)の地点から 129 度 46 分 50 秒、5.01m の地点

(18)の地点 (17)の地点から 128 度 52 分 25 秒、3.98m の地点

(19)の地点 (18)の地点から 127 度 15 分 18 秒、9.14m の地点

(20)の地点 (19)の地点から 126 度 23 分 07 秒、4.78m の地点

(21)の地点 (20)の地点から 216 度 57 分 03 秒、0.42m の地点

(22)の地点 (21)の地点から 129 度 17 分 49 秒、48.12m の地点

(23)の地点 (22)の地点から 124 度 45 分 14 秒、17.72m の地点

(24)の地点 (23)の地点から 128 度 04 分 12 秒、11.88m の地点

(25)の地点 (24)の地点から 132 度 40 分 45 秒、14.37m の地点

(26)の地点 (25)の地点から 218 度 44 分 58 秒、10.70m の地点

(27)の地点 (26)の地点から 312 度 01 分 31 秒、2.23m の地点

(28)の地点 (27)の地点から312度04分35秒、24.16mの地点
 (29)の地点 (28)の地点から297度02分20秒、14.82mの地点
 (30)の地点 (29)の地点から297度12分49秒、0.59mの地点
 (31)の地点 (30)の地点から296度55分27秒、14.12mの地点
 (32)の地点 (31)の地点から299度20分18秒、6.45mの地点
 (33)の地点 (32)の地点から299度56分58秒、30.07mの地点
 (34)の地点 (33)の地点から299度51分16秒、19.27mの地点
 (35)の地点 (34)の地点から292度26分38秒、13.20mの地点
 (36)の地点 (35)の地点から293度34分48秒、12.31mの地点
 (37)の地点 (36)の地点から290度29分57秒、5.31mの地点
 (38)の地点 (37)の地点から291度57分41秒、3.46mの地点
 (39)の地点 (38)の地点から291度22分48秒、22.21mの地点
 (40)の地点 (39)の地点から327度54分39秒、5.08mの地点

イ B区

次の(1)の地点から(69)の地点を順次結んだ線及び(69)の地点と(1)の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

(1)の地点 A地点から86度18分30秒、403.204mの地点
 (2)の地点 (1)の地点から70度46分51秒、15.25mの地点
 (3)の地点 (2)の地点から70度47分04秒、5.85mの地点
 (4)の地点 (3)の地点から143度11分36秒、5.62mの地点
 (5)の地点 (4)の地点から132度40分30秒、7.62mの地点
 (6)の地点 (5)の地点から123度20分22秒、7.62mの地点
 (7)の地点 (6)の地点から119度58分46秒、2.52mの地点
 (8)の地点 (7)の地点から126度38分27秒、7.05mの地点
 (9)の地点 (8)の地点から128度19分25秒、0.64mの地点
 (10)の地点 (9)の地点から128度15分54秒、4.12mの地点
 (11)の地点 (10)の地点から132度46分51秒、4.07mの地点
 (12)の地点 (11)の地点から137度05分55秒、3.86mの地点
 (13)の地点 (12)の地点から140度05分42秒、5.46mの地点

(14)の地点 (13)の地点から143度53分04秒、4.50mの地点
 (15)の地点 (14)の地点から148度11分13秒、4.71mの地点
 (16)の地点 (15)の地点から151度02分16秒、5.37mの地点
 (17)の地点 (16)の地点から155度58分20秒、4.91mの地点
 (18)の地点 (17)の地点から159度56分19秒、5.25mの地点
 (19)の地点 (18)の地点から164度02分09秒、5.02mの地点
 (20)の地点 (19)の地点から168度54分47秒、5.14mの地点
 (21)の地点 (20)の地点から169度15分59秒、6.57mの地点
 (22)の地点 (21)の地点から167度44分17秒、5.84mの地点
 (23)の地点 (22)の地点から164度57分55秒、2.71mの地点
 (24)の地点 (23)の地点から71度35分20秒、6.81mの地点
 (25)の地点 (24)の地点から161度39分16秒、17.41mの地点
 (26)の地点 (25)の地点から251度49分44秒、6.80mの地点
 (27)の地点 (26)の地点から157度54分29秒、0.48mの地点
 (28)の地点 (27)の地点から156度12分17秒、5.36mの地点
 (29)の地点 (28)の地点から155度47分55秒、4.58mの地点
 (30)の地点 (29)の地点から153度39分20秒、4.65mの地点
 (31)の地点 (30)の地点から151度39分50秒、5.27mの地点
 (32)の地点 (31)の地点から150度15分29秒、4.75mの地点
 (33)の地点 (32)の地点から148度27分19秒、5.21mの地点
 (34)の地点 (33)の地点から144度59分11秒、5.25mの地点
 (35)の地点 (34)の地点から145度14分30秒、4.76mの地点
 (36)の地点 (35)の地点から146度49分38秒、5.47mの地点
 (37)の地点 (36)の地点から150度04分08秒、4.58mの地点
 (38)の地点 (37)の地点から152度20分10秒、4.71mの地点
 (39)の地点 (38)の地点から154度54分04秒、5.37mの地点
 (40)の地点 (39)の地点から157度42分35秒、5.51mの地点
 (41)の地点 (40)の地点から160度48分20秒、4.60mの地点
 (42)の地点 (41)の地点から163度18分46秒、4.59mの地点

(43)の地点 (42)の地点から275度19分53秒、7.83mの地点
 (44)の地点 (43)の地点から141度25分21秒、12.82mの地点
 (45)の地点 (44)の地点から169度56分06秒、6.30mの地点
 (46)の地点 (45)の地点から204度46分37秒、4.30mの地点
 (47)の地点 (46)の地点から183度25分27秒、11.72mの地点
 (48)の地点 (47)の地点から153度47分18秒、7.25mの地点
 (49)の地点 (48)の地点から229度21分00秒、11.89mの地点
 (50)の地点 (49)の地点から353度05分40秒、16.58mの地点
 (51)の地点 (50)の地点から359度20分15秒、15.13mの地点
 (52)の地点 (51)の地点から303度33分51秒、9.22mの地点
 (53)の地点 (52)の地点から330度14分29秒、10.97mの地点
 (54)の地点 (53)の地点から331度07分17秒、3.67mの地点
 (55)の地点 (54)の地点から357度50分40秒、5.93mの地点
 (56)の地点 (55)の地点から345度55分49秒、9.15mの地点
 (57)の地点 (56)の地点から331度53分51秒、11.90mの地点
 (58)の地点 (57)の地点から337度09分58秒、11.04mの地点
 (59)の地点 (58)の地点から336度38分50秒、9.27mの地点
 (60)の地点 (59)の地点から336度27分36秒、9.80mの地点
 (61)の地点 (60)の地点から343度42分33秒、17.79mの地点
 (62)の地点 (61)の地点から342度19分43秒、7.71mの地点
 (63)の地点 (62)の地点から341度26分25秒、19.62mの地点
 (64)の地点 (63)の地点から341度35分41秒、11.02mの地点
 (65)の地点 (64)の地点から319度46分50秒、9.20mの地点
 (66)の地点 (65)の地点から288度42分08秒、13.15mの地点
 (67)の地点 (66)の地点から292度12分28秒、16.92mの地点
 (68)の地点 (67)の地点から324度12分30秒、17.93mの地点
 (69)の地点 (68)の地点から325度27分06秒、12.11mの地点

(3) 面積

7,105.03 平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成18年 4 月25日18漁第14号

5 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する事務所
行橋市役所**福岡県告示第842号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のように公有水面の埋立ての竣功を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 3 年 10 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 竣功認可年月日

令和 3 年 8 月 20 日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 竣功認可を受けた者

行橋市

行橋市中央一丁目 1 番 1 号

(2) 代表者

行橋市長 田中 純

3 竣功認可をした埋立区域

(1) 位置

ア A 区

行橋市大字沓尾字沖浦（筆界未定153番2、154番2、155番2、156番3、157番2、158番2、159番2、160番2、161番2、161番3、162番2、163番3、275番、276番、277番、278番、279番、280番、281番1、281番2、282番及び283番）地先から同市同大字同字523番地先に至る公有水面（沓尾漁港区域内）

イ B 区

行橋市大字沓尾字沖浦523番地先から同市同大字同字（筆界未定164番2、165番2、645番、646番、647番、648番、649番、650番、651番、652番、653番、654番及び655番）地先に至る公有水面（沓尾漁港区域内）

(2) 区域

ア A区

次の①の地点から⑳の地点を順次結んだ線及び㉑の地点と①の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 行橋市大字沓尾字兵庫山319沓尾四等三角点（北緯33度43分34.715秒、東経131度01分08.470秒、標高82.04m。以下A地点という。）から54度52分30秒、366.277mの地点

②の地点 ①の地点から123度51分09秒、9.78mの地点

③の地点 ②の地点から120度52分22秒、7.01mの地点

④の地点 ③の地点から119度41分07秒、12.03mの地点

⑤の地点 ④の地点から119度30分26秒、8.02mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から119度38分53秒、9.02mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から120度56分27秒、9.03mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から123度10分58秒、7.11mの地点

⑨の地点 ⑧の地点から124度33分52秒、9.07mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から124度31分54秒、8.44mの地点

⑪の地点 ⑩の地点から128度46分08秒、9.02mの地点

⑫の地点 ⑪の地点から128度47分37秒、4.75mの地点

⑬の地点 ⑫の地点から219度04分20秒、4.64mの地点

⑭の地点 ⑬の地点から309度00分35秒、0.56mの地点

⑮の地点 ⑭の地点から218度44分39秒、6.48mの地点

⑯の地点 ⑮の地点から132度40分45秒、14.37mの地点

⑰の地点 ⑯の地点から128度04分12秒、11.88mの地点

⑱の地点 ⑰の地点から124度45分14秒、17.72mの地点

⑲の地点 ⑱の地点から129度17分49秒、48.12mの地点

⑳の地点 ⑲の地点から216度57分03秒、0.42mの地点

イ B区

次の①の地点から⑬の地点を順次結んだ線及び⑭の地点と①の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 A地点から85度20分07秒、429.518mの地点

②の地点 ①の地点から250度46分43秒、6.15mの地点

③の地点 ②の地点から338度28分22秒、1.13mの地点

④の地点 ③の地点から250度49分27秒、3.01mの地点

⑤の地点 ④の地点から344度40分04秒、2.35mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から326度57分14秒、9.06mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から320度31分47秒、9.10mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から315度00分58秒、5.03mの地点

⑨の地点 ⑧の地点から43度23分22秒、1.16mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から126度38分27秒、7.05mの地点

⑪の地点 ⑩の地点から119度58分46秒、2.52mの地点

⑫の地点 ⑪の地点から123度20分22秒、7.62mの地点

⑬の地点 ⑫の地点から132度40分30秒、7.62mの地点

(3) 面積

792.70 平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成20年1月18日19漁第1764号

5 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する事務所
行橋市役所

福岡県告示第843号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年10月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	久留米 柳 川 線	久留米市梅満町1229番2先から 久留米市梅満町1253番6先まで

福岡県告示第844号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	久留米 柳 川 線	前	久留米市安武町安武本3115番4先から 久留米市安武町安武本3115番1先まで	9.8 ～ 10.2	22.0
			後	久留米市安武町安武本3115番4先から 久留米市安武町安武本3115番1先まで	9.8 ～ 10.2	22.0

福岡県告示第845号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和3年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 組合の名称
糸島市泊土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地

糸島市泊1139番地

- 3 設立認可の年月日

令和3年4月8日

- 4 変更の内容

事務所の所在地を次のように変更する。

糸島市泊1216番地の2

- 5 変更認可の年月日

令和3年9月17日

福岡県告示第846号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	占用を制限する区域
那 珂	県 道	福 岡 日 田 線	太宰府市通古賀五丁目700番先から 太宰府市都府楼南四丁目844番1先まで

- 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

- 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡

大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 3 年 10 月 15 日

福岡県告示第847号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和 3 年 10 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所在地	有効期間
医療法人恵真会渡辺整形外科病院	糸島市前原1811-1	令和3年8月1日から 令和6年7月31日まで
医療法人社団廣徳会岡部病院	糟屋郡宇美町明神坂1-2-1	
福岡青洲会病院	糟屋郡粕屋町長者原西4-11-8	
医療法人春成会樋口病院	春日市紅葉ヶ丘東1-86	
医療法人文佑会原病院	大野城市白木原5-1-15	
医療法人正明会諸岡整形外科病院	那珂川市片縄3-81	
医療法人福田病院	大川市大字向島1717-3	
医療法人社団慶仁会川崎病院	八女市津江538	令和3年9月1日から 令和6年8月31日まで
医療法人相生会宮田病院	宮若市本城1636	

福岡県告示第848号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように

告示する。

令和 3 年 10 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
小生118	くつろぎこころのクリニック	小郡市三国が丘一丁目50ア フレル三国が丘ビル1-02	R3・9・1
大生463	医療法人藤本整形外科医院	大牟田市通町一丁目8-2	R3・8・1
行生150	高尾医院	行橋市行事四丁目19-15	R3・8・1
糸島地生訪9	ホーム訪問看護リハビリステーション	糸島市前原駅南二丁目7-21 グリーンヒル笹山102号室	R3・8・1
嘉麻生訪13	訪問看護ステーションめーぷる	嘉麻市漆生885-5	R3・8・1

福岡県告示第849号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 3 年 10 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
大野生139	医療法人同仁会乙金メンタルクリニック	大野城市乙金三丁目23-1	R3・6・30

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大生439	藤本整形外科医院	大牟田市通町一丁目8-2	R3・7・31

行生42	高尾医院	行橋市行事四丁目19-15	R 3・7・31
北生歯221	医療法人つくしの会はせがわ歯科医院アネシス診療所	糟屋郡志免町別府北二丁目2-2アネシス空港東1F	R 3・8・1
大生歯81	吉村歯科医院	大牟田市新栄町12-8	R 3・7・31
飯生薬174	ゆうゆう薬局	飯塚市川津371-1	R 3・6・30
宗遠生訪2	すずらん訪問看護ステーション	遠賀郡水巻町吉田南二丁目5-22	R 3・8・31

福岡県告示第850号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
筑紫地生180	医療法人日々会 いわお小児科医院	たかはたこどもク リニック	那珂川市五郎丸一 丁目9-1	R 3・7・27
直生歯85	いしい歯科クリニ ック	のおがたまなみ歯 科医院	直方市新町一丁目 4番15号金子ビル 1F2F	R 3・7・1
み生薬37	ヤサミ調剤薬局	せるり薬局	みやま市瀬高町下 庄2175-1	R 3・6・28

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
福津生66	菜の花診療所	福津市日蒔野五丁 目5-1ルネスプ リムローズ102	福津市有弥の里二 丁目4番2号	R 3・7・1

直生歯85	のおがたまなみ歯 科医院	直方市殿町945-5 2F	直方市新町一丁目 4番15号金子ビル 1F2F	R 3・7・1
行生薬59	あおぞら薬局	行橋市西宮市五丁 目17-1	行橋市西宮市五丁 目13-12	R 3・7・1

福岡県告示第851号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
飯生柔121	宗 和彦（やしま整骨院）	飯塚市西徳前10-1	R 3・8・3
小生柔51	石神 翔斗（堺整骨院小郡院）	小郡市小坂井118-1	R 3・8・16
福津生柔54	早川 清道（早川整骨院）	福津市津屋崎六丁目6-3	R 3・8・1
田川生柔56	若杉 成次（むさし鍼灸整骨院 田川）	田川郡川崎町大字池尻364- 6	R 3・8・1
飯生はき31	津川 麻菜美（やしま訪問鍼灸 院）	飯塚市西徳前10-1	R 3・8・3

福岡県告示第852号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその

例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和 3 年 10 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
小生柔42	新谷 瞳 (堺整骨院 小郡院)	小郡市小坂井118- 1	R 3 ・ 7 ・ 31
小生柔49	秋山 孝一 (堺整骨院 小郡院)	小郡市小坂井118- 1	R 3 ・ 8 ・ 7
像生柔97	秋山 孝一 (堺整骨院 宗像本院)	宗像市栄町13- 4	R 3 ・ 8 ・ 7

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和 3 年 10 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

排水ポンプ車(3備車18)

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者(特別の理由がある場合を除く。)

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員であるもの(それぞれアに該当する者を除く。)

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条

② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条

③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条

オ 県内の市町村において個人住民税(個人県民税及び個人市町村民税)を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの(特別の理由がある場合を除く。)

カ 競争入札参加資格審査申請書(電子計算処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入力装置を含む。以下同じ。))と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む。)及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目(具体的な内容については、知事が別に定める。)

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)

イ 法人にあっては登記事項証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)

- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ I S O 9000 シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和3年10月7日（木曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 調達案件名

排水ポンプ車（3備車18）

(2) 調達物品及び数量

排水ポンプ車 6台

(3) 履行期限

令和4年6月7日（火曜日）

(4) 履行場所

県が指定する福岡県内の場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（令和3年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和3年10月28日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	07	防災機器	AA
05	11	諸機器	AA
06	01	自動車	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を福岡県県土整備部河川整備課に令和3年10月15日（金曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者

・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先

福岡県県土整備部河川整備課（行政南棟6階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3671

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課調達班（行政南棟1階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

F A X 092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和3年10月1日（金曜日）から令和3年10月15日（金曜日）までの福岡県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和3年10月28日（木曜日）午後4時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁総務事務厚生課入札室（行政南棟1階）

(2) 日時

令和3年10月29日（金曜日）午前10時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし契約を締結しない。

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に

くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
6 Units of drainage pump car
- (2) Delivery period : By June 7, 2022
- (3) Delivery place : Place designated by prefecture
Tel 092-643-3671
- (4) Time Limit for Tender : 4 : 00 P M on October 28, 2021
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office 7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
Tel 092-643-3092

公告

令和3年度福岡県准看護師試験を次のように実施する。

令和3年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（令和4年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和4年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和4年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和4年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和4年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (7) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験とし、試験科目は、人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の

仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護とする。

(2) 日時

令和4年2月15日（火曜日）午後1時30分から午後4時00分までとする。

なお、試験の説明を午後1時00分から行う。

(3) 会場

福岡市博多区石城町2-1

福岡国際会議場

なお、新型コロナウイルスの感染拡大状況により、変更となる場合がある。

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験手続

ア 試験を受けようとする者は、次の書類等に受験申込手数料6,900円を添えて、当該住所を管轄する保健福祉（環境）事務所、保健所（北九州市にあっては小倉北区及び八幡西区以外の区については各区役所、福岡市にあっては各区保健福祉センター）又は福岡県保健医療介護部医療指導課医師・看護職員確保対策室（以下「医師・看護職員確保対策室」という。）へ提出すること。

(ア) 受験願書

(イ) 写真票（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した、縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したものを貼付すること。）

(ウ) 受験資格を有することを証明する書類

イ 受験願書の用紙は、医師・看護職員確保対策室で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して所定の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料6,900円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後に申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、令和4年1月4日（火曜日）から同月11日（火曜日）までとする。

イ 持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

ウ 郵便による受験申込みは、令和4年1月11日（火曜日）までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 受験票の交付

受験票は、原則として養成所（学校）長を経由して交付する。

4 合格者の発表及び合格証書の交付

(1) 合格者の発表は、令和4年3月11日（金曜日）午前10時00分に福岡県保健医療介護部医療指導課前廊下に受験番号を掲示するほか、福岡県ホームページに掲載して行う。

(2) 合格者に対しては、合格証書を交付する。

5 その他

受験手続その他の問合せは、医師・看護職員確保対策室に対して行うこと。ただし、電話による試験結果の問合せには応じない。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和3年10月1日から令和3年10月18日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和3年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更内容

北九州広域都市計画区域区分の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

苅田町新松山二丁目及び四丁目の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課及び苅田町都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和3年10月1日から令和3年10月18日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和3年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更内容

北九州広域都市計画臨港地区の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

苅田町新松山二丁目及び四丁目の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課及び苅田町都市計画課

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

令和3年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更しようとする都市計画の種類

筑後中央広域都市計画公園

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

令和3年10月21日（木曜日）午後1時00分から午後2時30分まで

(2) 場所

筑後市役所東庁舎302号会議室（筑後市大字山ノ井898番地）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 筑後中央広域都市計画公園の変更の案の概要

県営筑後広域公園の区域を2の(2)の場所で閲覧する計画図表示のとおり変更する。

(2) 閲覧

令和3年10月1日（金曜日）から同月14日（木曜日）までの間、福岡県建築都市部公園街路課、筑後市都市対策課及びみやま市都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を令和3年10月14日（木曜日）（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多

区東公園7番7号 電話092-643-3711) に対して行うこと。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ドラッグコスモス黒木店
- (2) 所在地 八女市黒木町本分1214外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

・特になし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年9月13日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ドラッグコスモス瀬高店

(2) 所在地 みやま市瀬高町文廣1623-1外

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10:00	午後10:00	午前9:00	午後10:00

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変更前	変更後
午前9:30~午後10:30	午前8:30~午後10:30

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
2箇所	敷地北東側、敷地南東側	3箇所	敷地北東側、敷地南東側、敷地北西側

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年9月13日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ツルハドラッグ筑後野町店
- (2) 所在地 筑後市大字野町756番1外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
NECキャピタルソリューション株式会社	代表取締役 今関 智雄 東京都港区港南二丁目15番3号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本	代表取締役 村上 正一 広島県広島市西区井口明神一丁目1番10号

4 大規模小売店舗を新設する日

令和4年5月14日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,122平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物北側及び東側	50
合計	50

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物東側	10
合計	10

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物南側	60.0

合計	60.0
----	------

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内南側	5.52
合計	5.52

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本	午前9時00分	午後12時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午前0時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
3箇所	建物敷地東側及び北側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後10時00分

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年9月7日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 MRRいとしま
 (2) 所在地 糸島市高田五丁目23番6号

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
三井住友信託銀行株式会社	代表取締役 大山 一也	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
未定		

4 大規模小売店舗を新設する日

令和4年5月8日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,822平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置		収容台数(台)
建物北側		110
合計		110

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置		収容台数(台)
駐輪場①	建物北西側	45
駐輪場②	建物北西側	13

駐輪場③	建物北東側	23
合計		81

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物北東側	40.0
合計	40.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物東側	15.0
合計	15.0

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
未定	24時間	

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	敷地北側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後10時00分

公告

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第1項の規定に基づき、「多々良川水系河

川整備計画」を定めたので、同条第6項の規定により公表する。

その関係図書については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部河川整備課及び福岡県福岡県土整備事務所に備え置く。

令和3年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、「釣川水系河川整備計画」を定めたので、同条第6項の規定により公表する。

その関係図書については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部河川整備課及び福岡県北九州県土整備事務所に備え置く。

令和3年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 サニー筑後ショッピングセンター
- (2) 所在地 筑後市大字山ノ井字扇田737番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見はありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年6月13日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 西鉄ストア花畑店
- (2) 所在地 久留米市西町1434番1 外3筆

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
西日本鉄道株式会社 代表取締役社長 竹島 和幸 福岡市中央区天神一丁目11番17号	西日本鉄道株式会社 代表取締役社長 倉富 純男 福岡市中央区天神一丁目11番17号
西日本鉄道株式会社 代表取締役社長 倉富 純男 福岡市中央区天神一丁目11番17号	西日本鉄道株式会社 代表取締役社長執行役員 林田 浩一 福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年6月13日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
久留米西鉄名店街 久留米市東町上天神田316番地の2	エマックス・クルメ 久留米市東町316番地2号

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
西日本鉄道株式会社 代表取締役社長 長尾 亜夫 福岡市中央区天神一丁目11番17号	西日本鉄道株式会社 代表取締役社長 竹島 和幸 福岡市中央区天神一丁目11番17号
西日本鉄道株式会社 代表取締役社長 竹島 和幸 福岡市中央区天神一丁目11番17号	西日本鉄道株式会社 代表取締役社長 倉富 純男 福岡市中央区天神一丁目11番17号
西日本鉄道株式会社 代表取締役社長 倉富 純男 福岡市中央区天神一丁目11番17号	西日本鉄道株式会社 代表取締役社長執行役員 林田 浩一 福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
福屋商事株式会社 代表取締役 福井 康之 久留米市東町34-81 外23者	株式会社千鳥屋本家 代表取締役社長 原田 実樹宜 飯塚市本町4番21号 外21者

公告

道海島土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第

195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和3年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名	住所
白濱 隆	大川市大字道海島448番地

公安委員会

福岡県公安委員会告示第200号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和3年10月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和3年11月23日（火） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

午後 3 時 30 分～午後 4 時 30 分	講習結果に対する考査
午後 4 時 30 分～午後 5 時 00 分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前 6 ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の 1 週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料 6,900 円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第 201 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号）第 17 条第 2 項の規定により告示する。

令和 3 年 10 月 1 日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和 3 年 11 月 5 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分	北九州市小倉北区大門一丁目 6 番 19 号 小倉北警察署 会議室	小倉北警察署
令和 3 年 11 月 11 日（木） 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分	久留米市東櫛原町 1002 番地 2 久留米警察署 会議室	久留米警察署
令和 3 年 11 月 18 日（木） 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分	福岡市早良区百道一丁目 5 番 15 号 早良警察署 武道場	早良警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前 6 ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の 1 週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料 3,000 円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第 202 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 5 条の 5 第 1 項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和 3 年 10 月 1 日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和 3 年 12 月 2 日（木） 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字袖須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各 18 名
令和 3 年 12 月 9 日（木） 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分			
令和 3 年 12 月 16 日（木） 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和3年12月2日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径 ライフル射撃	各15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第203号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会(年少射撃資格講習会)を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第29条第1項の規定により告示する。

令和3年10月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

令和3年11月3日(水)午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者で年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	空気銃の所持に関する法令 空気銃の使用の方法
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、年少射撃資格講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、10月27日(水)までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料9,800円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具(ボールペン)、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「空気銃・空気けん銃取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第204号

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第1項の規定に基づき、福岡武道館の管理、運営に関する規則等の一部を改正する規則(案)について、次のとおり意見を募集する。

令和3年10月1日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

令和3年9月21日から同年10月20日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ (<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>) に掲載するほか、福岡県警察本部警務部警務課に備え置く。

雑 報

公告

令和4年度福岡県農業大学校研修科の研修生を次のように募集する。

令和3年10月1日

福岡県農業大学校長 重松 秀行

1 募集定員

コース名	研修生数
野菜（施設野菜）	20名程度
花き（施設花き）	

2 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 福岡県内の農業者
- (2) 福岡県内での就農（農業生産法人への就職を含む）を志す者
ただし、(2)に該当する者については、認定新規就農者及びこれに相当する者とする。

3 研修期間

- (1) 研修期間 6か月以上1年以内（原則として年度を越えないものとする。）
- (2) 研修開始 令和4年4月

4 募集日程

- (1) 受付期間

ア 受付期間は、令和4年1月4日（火曜日）から令和4年2月3日（木曜日）までとし、受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、県の休日は受付業務を行わない。

イ 郵送による場合は、必ず簡易書留郵便とし、令和4年2月3日（木曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 面接日

令和4年2月24日（木曜日）

(3) 研修生の決定

令和4年3月3日（木曜日）

5 応募提出書類

次に掲げる書類を福岡県農業大学校に提出すること。

- (1) 技術習得研修受講申込書
- (2) 下記のうちいずれかの書類
 - ア 就農計画書（新規就農を志す者）
 - イ 営農計画書（就農して間もない者、又は品目転換を志す者）
 - ウ 就職計画書（研修修了後、農業法人に就職を志す者）

6 選考方法及び許可通知

書類審査で研修生候補者を選考し、面接審査を行い研修生を決定する。この場合、審査番号を福岡県農業大学校に掲示するとともに、本人あて文書をもって受講許可通知を行う。

7 研修内容

研修生は、農業の基礎及び専門的な講義と併せて、希望する品目の生産管理から出荷販売までの実習を行うとともに、次の実習及び研修等を受けることができる。

- (1) 養成科が行う他の品目の生産管理実習
- (2) 個別経営計画策定演習
- (3) 養成科が行う講義及び資格取得研修の受講

8 個人情報の取扱いについて

受け付けた個人情報については、募集業務のみに使用し、他の目的に使用しない。

9 技術習得研修受講申込書等の請求及び受講に関する問い合わせ先

福岡県農業大学校（郵便番号818-0004 筑紫野市大字吉木767 電話092-925-9129）又は福岡県農林水産部経営技術支援課後継人材育成室（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3495）

なお、技術習得研修受講申込書は、各農林事務所普及指導センターでも入手できる。
。